

福島県緊急雇用創出基金事業
「子育て支援関係団体データベース作成業務」委託仕様書

1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が（以下「乙」という。）に委託する、子育て支援関係団体データベース作成業務を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 雇用機会の創出

本業務の実施にあたって、乙は次に掲げる事項を達成するよう最大限の努力をするものとする。

- (1) 本業務に従事する予定の全労働者数は、7人（実人員）とする。
- (2) 上記(1)のうち、新規雇用する予定の失業者は、6人（実人員）とする。
- (3) 上記(2)のうち、新規雇用者の雇用・就業期間は、概ね次のとおりとする。

職 種	新規雇用者数	概ねの雇用期間 (1人あたり)
調査業務、ホームページ用 データベース作成業務	6人	6カ月

- (4) 事業費のうち予定される人件費は、千円とする。

なお、当該人件費と物件費（事業費から当該人件費を差し引いた経費）の経費の相互間においていずれか低い額の20パーセントを超える配分の変更をする場合又は新規雇用者数に変更となる場合は、委託契約書第6条第1項の規定により変更契約を行うこととする。

上記人件費の金額については、入札等終了後において契約金額が確定してから記載する。

事業費に占める人件費の割合を7割以上とし、かつ事業に従事する労働者のうち新規雇用の失業者の数の割合を4分の3以上とする。

3 業務の内容

子育て支援関係団体の現況を調査し、データベースを作成する。

その際、現在公開しているふくしまエンゼルネットにある「みなくる」

(<http://www.pref.fukushima.jp/angelnet/minakuru/index.html>)の情報を基礎とする。

また、子育て支援関係団体の業務について、取材の上、コラムを作成する(10件程度)。

ホームページ公開用のデータ作成についても併せて整備し、成果品を納品する。

4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 完了届
- (3) その他甲が必要と認める書類

5 実績報告書

委託契約書第9条第1項に定める実績報告書については別記第1号様式のとおりとし、月 日までに提出するものとする。

6 成果品

委託契約書第9条第1項に定める成果品は、次のとおりとする。

- (1) 子育て支援関係団体データベースホームページ公開用電子データ
- (2) 子育て支援関係団体調査結果報告書

7 業務上の留意事項

- (1) 業務で新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込み又は文書による募集、直接募集等、公開の公開を図るものとする。
- (2) 新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6か月未満とする。事業内容等が次のいずれかに該当する場合には、その期間を1回限り更新できるものであること。
 - ア 特定の者（児童・生徒、障害者、高齢者等）との対人関係の中で継続的にサービスを提供する業務を受け持つ者
 - イ 企画・管理部門等であって事業を継続するために必要不可欠な業務を受け持つ者
 - ウ 労働災害の発生頻度が高い業種において、単独または少人数で従事する等当該業務の性格から安全に業務を遂行するための知識・技術が各人に必要不可欠な業務を受け持つ者
 - エ 重大な災害の被災者又は家族の介護・看護若しくは家族の転勤により一時的に居住地の変更を余儀なくされた者
 - オ 更新して雇用した後も雇用期間の定めのない労働者として正式に雇用することに事業主が同意した者
 - カ その他特に社会的配慮が必要な者
- (3) 新規雇用者の選考の際には、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求め、本人が失業者であることの確認を行うこと。
- (4) 上記(3)において、提出された履歴書等又は本人からの聞き取りにより、「福島県ふるさと雇用再生特別基金事業」又は「福島県緊急雇用創出基金事業」に従事した経験があることが確認できた場合には、本事業への雇い入れは行わないよう留意すること。
- (5) 本業務実施に当たって必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満であること。

ただし、50万円未満の財産についても、リースあるいはレンタルで対応できるものは、財産の取得ではなく、極力リース等で対応することとする。
- (6) 県は、執務の状況について、随時現地確認を行うこととする。

8 委託料の概算払

委託契約書第10条第4項に定める委託料概算払請求書については、別記第2号様式のとおりとし、同条第5項に定める委託料概算払精算書については、別記第3号様式のとおりとする。

福島県緊急雇用創出基金事業(子育て支援関係団体データベース作成業務)委託実績報告書

平成 年 月 日

1 受託者名

住所

名称・代表者

印

2 事業費及び雇用人員

(単位:千円、%、人)

事業額総額			事業に従事する全労働者数		
人件費	(割合)	新規雇用の失業者に係る人件費	新規雇用の失業者数	(割合)	

3 新規雇用の内訳

新規雇用の失業者の内訳(人)			その他の新規雇 用者数
雇用保険支給終 了者	自営業廃業者	その他	

新規雇用の失業者のうち当該事業終了後正式雇用した者の数(人)

新規雇用の失業者の雇用・就業期間別内訳(人)						
2週間以内	1ヶ月以内	2ヶ月以内	3ヶ月以内	4ヶ月以内	5ヶ月以内	6ヶ月未満

4 新規雇用の期間の更新状況

新規雇用の失業者のうち、雇用・就業期間を更新した者の雇用・就業期間別の内訳(人)					
7ヶ月以内	8ヶ月以内	9ヶ月以内	10ヶ月以内	11ヶ月以内	12ヶ月以内

更新した理由別内訳 (人)					
ア対人関係	イ企画管理	ウ災害	エ居住地	オ正式雇用	カ社会的配慮

* ア、イ、ウ、エ、オ、カの種類は、仕様書8(2)の各号に記載する事項

(注)

- 1 事業が終了した場合に提出すること。
- 2 添付書類として、新たに雇用・就業等された者の人数及び雇用期間等が確認できる書類(雇用契約書、労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の写し)をつけること。
- 3 人件費割合は、(人件費 / 事業費総額)を、新規雇用割合は、(新規雇用の失業者 / 事業に従事する労働者)をそれぞれ記入すること。

様

受託者 住所
社名
代表者

印

福島県緊急雇用創出基金事業（子育て支援関係団体データベース作成業務）

委託料概算払請求書

平成 年 月 日付で締結した上記委託業務について、委託契約書第10条第4項の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額 _____ 円

内訳

契約金額	受領済額	今回請求額	残額	備考

様

受託者 住所
社名
代表者 印

福島県緊急雇用創出基金事業（子育て支援関係団体データベース作成業務）

委託料概算払精算書

平成 年 月 日付で締結した上記委託業務について、委託契約書第10条第6項の規定により、概算払を受けた委託料の精算状況を下記のとおり報告します。

記

契約金額 _____ 円

概算払交付金額	実績額	過不足額	備考

* 過不足額欄は、概算払交付金額から、契約金額又は実績額のいずれか低い額を差し引いた額を記載すること。

（添付書類）

- 1 実績額の内訳が確認できる書類（委託業務に係る収支決算書等）